

石子家第26号
令和3年4月6日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田 直範 様

石狩市長 加藤 龍幸



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
(仮称)」給付事業実施に伴う児童扶養手当等のデータ利用について

国は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、低所得のひとり親に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）(仮称)」を実施することを表明しました。

当事業の実施主体は都道府県又は市区町村であり、当市の支給対象者については、当市が実施主体となります。

当市においては厚生労働省からの指示に基づき、1. 支給対象者は「令和3年●月分の児童扶養手当の受給者」及び「公的年金給付等により支給が停止されている児童扶養手当受給資格者（児童扶養手当未申請者含む）」又は「収入基準額を上回るため支給が停止されている児童扶養手当受給資格者（児童扶養手当未申請者含む）」のうち新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し収入基準額を下回る水準となっている者」とし、2. 市が把握しうる限りのひとり親世帯へ申請案内等の通知をすることにより申請の勧奨を行い、3. ひとり親世帯への生活支援策の趣旨に鑑み、「令和3年●月分の児童扶養手当の受給者」へは本年5月の児童扶養手当支給日に併せて支給するとともに、その他の対象者へは5月より申請受付を開始する予定です。

かかる事務については、児童扶養手当及びひとり親医療の主管課である保健福祉部子ども家庭課において、児童扶養手当及びひとり親医療並びに令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金の情報を利用することによる実施を予定しております。

本支給事務の実施に当たり、対象者の抽出のため、児童扶養手当及びひとり親医療受給者、並びに令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金データの利用が必要です。

これらのデータの目的外利用に関して、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき、貴審査会に諮問します。

記

1 個人情報の目的外利用の内容（児童扶養手当情報・ひとり親医療受給者情報・令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金）

別紙

（保健福祉部子ども家庭課）

別紙

1 個人情報の目的外利用の内容

(児童扶養手当情報)

① 対象者 児童扶養手当受給資格者（●月分支給対象者及び●月末時点受給資格者）

② 情報内容（児童扶養手当情報）

	日本語項目名	備考
1	宛名番号（個人番号）	個人特定のため収集
2	氏名	確認必要情報
3	住所	確認必要情報
4	生年月日	個人特定のため収集
5	児童扶養手当振込口座 (金融機関情報、支店情報、口座番号)	確認必要情報
6	電話番号（固定電話・携帯電話）	居所不明・振込不能時の連絡のため収集
7	対象児童氏名、生年月日、続柄	確認必要情報
8	受給額（●月分）	確認必要情報

(ひとり親医療受給者情報)

①対象者 ひとり親医療受給対象者（●月末時点）

②情報内容（ひとり親医療情報）

	日本語項目名	備考
1	宛名番号（個人番号）	個人特定のため収集
2	氏名	確認必要情報
3	住所	確認必要情報
4	生年月日	個人特定のため収集
5	電話番号（固定電話・携帯電話）	居所不明・振込不能時の連絡のため収集
6	対象児童氏名、生年月日、続柄	確認必要情報

(令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金情報)

①対象者 令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金対象者

②情報内容（令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金情報）

	日本語項目名	備考
2	氏名	確認必要情報
3	住所	確認必要情報
4	生年月日	個人特定のため収集
5	電話番号（固定電話・携帯電話）	居所不明・振込不能時の連絡のため収集
6	対象児童氏名、生年月日、続柄	確認必要情報

令和3年4月12日

石狩市長 加藤龍幸様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範



令和3年4月6日付け石子家第26号をもって諮問のありました、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（仮称）」給付事業実施に伴う児童扶養手当等のデーティ利用について」を審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。